## 令和2年第4回取手市議会定例会議事日程(第4号)

令和2年12月3日(木)午前10時開議

日程第1	議案第60号	取手市介護保険条例及び取手市後期高齢者医療に関する条
		例の一部を改正する条例について
	議案第63号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
日程第2	議案第61号	取手市保育所設置条例の一部を改正する条例について
	議案第62号	取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
		に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第3	議案第64号	取手市生産緑地地区の区域の規模に関する条例について
	議案第67号	取手市火災予防条例の一部を改正する条例について
	議案第68号	市道路線の変更について
	議案第69号	市道路線の認定について
	議案第70号	市道路線の廃止について
日程第4	議案第65号	(仮称)取手市立博物館建設基金設置条例及び(仮称)取
		手市立博物館建設審議会条例の廃止等に関する条例につい
		て
日程第5	議案第66号	取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の
		一部を改正する条例について
日程第6	議案第73号	指定管理者の指定について
日程第7	議案第74号	取手市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消し
		について
日程第8	議案第75号	令和2年度取手市一般会計補正予算(第7号)
日程第9	議案第76号	令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予
		算(第2号)
	議案第77号	令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算
		(第3号)
	議案第78号	令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算
		(第2号)
	議案第79号	令和2年度取手市介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第 10	意 見 書 案	日本学術会議会員の任命拒否の撤回を求める意見書につい
	第 1 4 号	て
D 10 65 11	14. A 15 / 14.	

日程第 11 休会の件

# 議 案 付 託 表

令和2年第4回定例会

#### ○総務文教常任委員会

事件の番号	件名
議案第65号	(仮称) 取手市立博物館建設基金設置条例及び(仮称) 取手市立博物館建設
	審議会条例の廃止等に関する条例について
議案第66号	取手市放課後子どもクラブの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
	条例について
議案第67号	取手市火災予防条例の一部を改正する条例について
議案第73号	指定管理者の指定について
議案第74号	取手市の特定の事務を取り扱わせる郵便局の指定の取消しについて

## ○福祉厚生常任委員会

事件の番号	件名					
議案第60号	取手市介護保険条例及び取手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正					
	する条例について					
議案第61号	取手市保育所設置条例の一部を改正する条例について					
議案第62号	取手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定					
	める条例の一部を改正する条例について					
議案第63号	取手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について					
議案第77号	令和2年度取手市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)					
議案第78号	令和2年度取手市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)					
議案第79号	令和2年度取手市介護保険特別会計補正予算(第2号)					

## ○建設経済常任委員会

事件の番号	件名
議案第64号	取手市生産緑地地区の区域の規模に関する条例について
議案第68号	市道路線の変更について
議案第69号	市道路線の認定について
議案第70号	市道路線の廃止について
議案第76号	令和2年度取手市取手駅西口都市整備事業特別会計補正予算(第2号)

## ○一般会計決算·予算審査特別委員会

事件の番号	件	名
議案第75号	令和2年度取手市一般会計補正予算	(第7号)

## 議案第75号 令和2年度一般会計補正予算(第7号) 質疑通告一覧表

#### 令和2年第4回定例会

	1742 丁为王国人的五					
質疑順位	質疑者	質疑事項 (一般会計に係る決算事項)	質疑要旨 (質疑事項について具体的に記入)	議案書のペー ジ等		
1	小池悦子		1 管理者 2 職員体制	議案書P8		
		民間保育園入所に要する 経費について	<ul><li>1 戸頭北保育所の廃止に伴う、移籍準 備費2万円の根拠</li></ul>	議案書 P21		
		保育所の施設整備に要す る経費について	1 井野なないろ保育所と地域子育て 支援センターの建設に伴う周辺の家 屋補償費の経緯 2 工事前と工事後の状況調査 3 周辺住民の被害状況の把握と市の 対応	議案書 P22		
2	落合信太郎 議 員		1 家屋補償	議案書 P22		
		生活保護について	1 増加の分析	議案書 P23		

#### 意見書案第14号

日本学術会議会員の任命拒否の撤回を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出する。

令和2年12月3日

取手市議会議長 齋藤久代殿

提出者 取手市議会議員 小池悦子

ル 根 岸 裕美子

#### 日本学術会議会員の任命拒否の撤回を求める意見書(案)

菅義偉首相は、日本学術会議第25期会員任命に際し、日本学術会議から推薦された105 名の会員候補のうちの6名の任命を拒否しました。この件に対して、960もの学協会や大学 人の声明、映画・演劇や作家・劇作家などの表現者、宗派を超えた宗教者から、消費者団体や 自然保護団体まで130を超える諸団体の抗議の声が広く上がっています。

菅首相の人事権を口実とした今回の任命拒否は、科学者が戦争に動員された戦前の反省から憲法に設けられた「学問の自由」や「政府からの独立性」、日本学術会議法の「推薦に基づいて任命する」との規定から逸脱しています。従来、政府は「首相の任命権は形式的なものである」としてきました。内閣がその法解釈を恣意的に変更することは違法であり認めることはできません。

この間の国会審議等で、菅首相は6名の任命拒否の理由を具体的に示すことなく、「総合的・俯瞰的な活動を確保する観点から判断」、「バランスや多様性を考慮」などと抽象的な発言を繰り返し、「事前の調整がなかった」と日本学術会議への責任転嫁まで行いました。それらのこと自体が不当であり、説明責任を果たしていません。

平和的復興、福祉に貢献し、学問の進歩に寄与することが目的の日本学術会議は、政治権力に左右されない独立した機関です。自立性や独立性を保つことは、多様な角度から真理を追究する学術研究を発展させ、社会全体が科学の成果を享受するために欠かせない重要なことです。菅首相の任命拒否は、学問の自由と人類の平和に努力する日本学術会議の原点を踏みにじるものに他なりません。

今回の日本学術会議に対する菅首相の不当介入は、許してはならない権力介入であり、「学問の自由」にとどまらず「言論・表現・思想信条の自由」を揺るがすものです。まさに市民活動にも波及する恐れがある重大事態です。

以上のことから、地方自治法第99条の規定により、下記事項について意見書を提出します。

- 1 日本学術会議が推薦した会員候補者6名を任命しなかった理由を明らかにすること
- 2 任命拒否を撤回し、会員候補者6名を凍やかに任命すること

令和 2年12月 日

茨城県取手市議会

【提出先】内閣総理大臣 衆議院議長 参議院議長 文部科学大臣 厚生労働大臣 財務大臣 経済産業大臣 総務大臣 法務大臣 農林水産大臣 環境大臣 国土交通大臣 外務大臣 防衛大臣